

令和4年9月16日

町内小中学校保護者様

扶桑町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する
町内小中学校の登校判断に関するさらなる変更のお知らせ

日頃は学校教育に対しまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

保護者の皆様には厚生労働省が示している新型コロナウイルス感染症への対応が一部変更された旨を9月1日付でお知らせしましたが、その後さらに変更がありました。

それを受け、以前から保護者の皆様をお願いしている内容を改めて変更いたしましたので、お示しいたします。

ご理解とご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 学校の登校を控えていただきたい場合
 - ・ 児童生徒に発熱等の風邪の症状がある場合等には、登校しないで自宅で休養し、完全に症状がなくなるまで様子を見てください。
 - ・ 同居の家族に発熱等の症状等が見られる場合は、出席を控えていただきますようご協力ください。
 - ・ 同居の家族が風邪症状等により検査等を受ける場合に限り、陰性が判明するまで児童生徒の登校を控えてください。
- ※ いずれの場合も「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として扱います。
- 児童生徒が陽性者となった場合
 - ・ 基本的には陽性者の自宅待機期間は10日間です。その期間が過ぎれば11日目から登校が可能です。ただし、発症日から7日間を経過しており、かつ、体調が良くなってから24時間経過していれば、8日目から登校が可能です。10日目までは、特に体調管理にご留意ください。
- 児童生徒が濃厚接触者となった場合
 - ・ 濃厚接触者の自宅待機期間は、原則5日間です。その期間が過ぎれば6日目から登校が可能です。ただし、待機期間中の2日目と3日目の両日に抗原定性検査キットを使い、どちらも陰性であったことを確認できれば、3日目から登校が可能です。5日目までは、特に体調管理にご留意ください。
- 学校(連絡がつかない場合は学校教育課)に連絡していただきたい場合
 - ・ 児童生徒が濃厚接触者となった
 - ・ 児童生徒が検査を受けた または 検査の結果が判明した
- ※ 学校と連絡がつかない場合(休日、夜間など)は、扶桑町役場(0587-93-1111)の宿直にご連絡ください。折り返して学校教育課から詳細について伺います。その際は、以下のことをお伝えください。
 - ・ 児童生徒の在籍する学校名、学年、組
 - ・ 児童生徒の名前
 - ・ 連絡先電話番号